

条 例 制 定 後 の 取 組

犯罪被害者等支援計画の策定

- 令和元年7月～ 条例第10条に基づく支援計画の策定作業開始。
- 令和元年9月27日～10月17日 計画素案に対するパブリックコメント募集。
- 令和元年12月 「長崎県犯罪被害者等支援計画」策定。

推進体制の整備

- 条例第9条（総合的支援体制の整備）に基づき、県及び市町の新たな推進体制を構築。
「長崎県犯罪被害者等支援推進会議」（令和元年8月28日）
 - ・ ・ 県（県警含む）の庁内関係所属で構成
- 「長崎県市町犯罪被害者等支援推進協議会」（令和元年8月2日）
 - ・ ・ 県（県警含む）及び市町の総合的対応窓口課で構成
- 民間団体を含めた推進体制は、既存の「長崎県被害者支援連絡協議会」を活用。

重大な事案が発生した際の緊急支援体制の整備

- 条例第9条第3項に基づく重大事案発生時の緊急の支援の実施に関して、「長崎県被害者支援連絡協議会」における「重大事案発生時における総合的な犯罪被害者等支援体制～会員相互のガイドライン～」を策定。
- 重大事案発生時には、「長崎県被害者支援連絡協議会」を中心に、前記県、市町の推進体制が連携して対応する仕組みを整備。

庁内・市町との連携

- 令和元年8月2日 犯罪被害者等支援協議会
- 令和元年8月28日 犯罪被害者等支援庁内連絡会議
- 令和元年11月13日 長崎県犯罪被害者等支援推進会議
- 令和2年1月15日 長崎県市町犯罪被害者等支援推進協議会

二次被害防止に資する広報啓発・研修

- 令和元年10月12日 長崎県犯罪被害者等支援シンポジウム
- 令和元年11月7日 行政職員対象犯罪被害者等支援研修会
- 令和元年11月9、10日 生命のミニ・メッセージ展